

第 171 回大阪府内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時	令和 5 年 10 月 2 日（月曜日） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 内水面漁場管理委員会会議室
3 出席委員	辻野 耕實、森下 雅子、鶴田 哲也、坂口 俊博、 奥 一治、奥 正雄、橋本 俊哉、門口 康次
4 府関係者	池田 孝雄、山脇 敏広、井上 実、 山本 義彦（生物多様性センター）（リモート参加）
5 事務局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6 議事事項	（１）遊漁規則の改正
7 議事概要	
事務局 （大道書記長）	定刻となりましたので、ただ今から 171 回大阪府内水面漁場管理委員会の開催をお願いしたいと思います。 本日は、委員 8 名全員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 本日は、生物多様性センターから山本研究員にリモートでご参加いただいております。 本日の議題は、お手元の次第にありますように、 「遊漁規則の改正」の 1 件でございます。 それでは、辻野会長、議事の進行、よろしくお願いします。
会 長	本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ただ今から、第 171 回大阪府内水面漁場管理委員会を開催させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪府内水面漁場管理委員会規程第 6 条の規定に基づき、私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、橋本委員と鶴田委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題は、「遊漁規則の変更」についてです。 水産課から、説明をお願いします。
水産課 （井上主査）	遊漁規則の変更について説明いたします。 お配りしています本日の資料は、委員会資料 1、参考資料として 1

－ 1 ～ 1 － 4 の合計 5 種類の資料です。
それでは、説明させていただきます。
本日ご審議いただく内容は、遊漁規則の変更の認可についてです。
委員会資料 1 をご覧ください。
委員会資料 1 － 1 ですが、遊漁規則の変更の申請のあった漁業権者は、芥川漁業協同組合になります。
2 の漁業権免許番号は内共第 104 号に係る漁業規則になります。
3 の認可にかかる変更の内容ですが、表で遊漁規則の変更内容を示しています。表の右側が改正前、左側が改正後になります。
変更内容は、下線を引いている箇所になりますが、ます類の大人の遊漁料について、これまで「大人 3,000 円」としていたものを、「大人 4,000 円」と変更をするものです。
続いて、参考資料 1 － 1 をご覧ください。
遊漁規則の変更内容については、先ほど述べたとおりです。
2 段落目の組合から説明のあった、変更の理由と水産課の考え方について説明します。
これまで黒字決算を続けていましたが、令和 4 年度決算において赤字決算になったということです。組合の存続のため、赤字決算を解消する必要があり、大人のます類について 1,000 円値上げしたいということです。
このあと、別途資料でも説明しますが、近隣組合との遊漁料と比較しても、高い金額設定でもなく、一般の遊漁を不当に制限するものではないと考えられることから、水産課としても、変更することは問題ないと考えています。
変更後の遊漁規則の運用開始は、秋季からのます釣り開始に合わせて、11 月から実施したいということで、組合からは聞いています。
下に参考として漁業法第 170 条第 5 項を載せています。遊漁規則の内容について、「1 遊漁を不当に制限するものでないこと」「2 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の 2 点に該当するときは認可をしなければならないと規定されています。
水産課としては、今回の変更申請は、本基準に適合しているものと考えております。
続いて、参考資料 1 － 2 をご覧ください。
大阪府内水面漁場管理委員会辻野会長あて、本資料のとおり、芥川

	漁協の遊漁規則の変更の認可について、漁業法第 170 条第 4 項の規定により、諮問をさせていただきます。 続いて、参考資料 1－3 をご覧ください。 こちらが、芥川漁協から令和 5 年 9 月 4 日付けで提出のあった、遊漁規則の変更の認可申請書で、裏面に変更後の遊漁規則の変更箇所を抜粋して載せています。大人のます釣りが 4,000 円に変更したいとなっています。 漁業法第 170 条第 4 項では、知事が遊漁規則の変更の認可をする際に「内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない」と規定されています。 最後に、参考資料 1－4 をご覧ください。 府内の遊漁料を一覧でお示ししています。大人のます類の遊漁料は、3,500 円台から 5,000 円の間であり、今回 4,000 円とする芥川漁協の今回の値上げは、その他組合のマス類の遊漁料とバランスを逸するものではなく、遊漁者に特段高額な負担を求めるものではございません。 先に説明しました参考資料 1－2 のとおり、諮問させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。 ただいま、遊漁規則の変更について、ご説明をいただきましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
門口委員 奥正雄委員	1,000 円の値上げは問題ないと思いますが、値上げによる集客数の低下が起きないかとの懸念がありますが、その見通しはどうか。 正直言ってわかりません。昔に比べると、気楽にできていたマス釣りが物価の値上がりを受け、どうにもならんようになってきているので、考える時期に来ているのではないかと思います。まだまだ値上げしないといけないかもしれないが、わかりません。 マスの業者からは 1kg につき 50 円の値上がりを言ってきています。昨年からは 200 円くらい上がっています。去年と今年を合わせて 20 万円は費用が上がっている。他の漁業組合もマス類は値段が上がっているのではないかと思います。

門口委員	エサ代なんかも上がっているのですかね。
奥正雄委員	その他にも電気代、ガソリン代などが上がっている。業者さんも大変やろうと思います。うちは岐阜と長良から仕入れていて、単価的にはこちらで仕入れるより、向こうの方がまだ安いと思います。 水がきれいな場所で、岐阜は雪解け水で、長良は湧き水で有名な場所で、水が濁らず、水温が一定で、魚がおいしい。これがうちの利点かなと思っています。 ただ、これ以上料金を上げると大変なことになってくるのではないかと思います。他の魚に切り替えるか、そういうことも考えないといけないかもしれない。
会 長	今の質問に関連して、これまでは料金を上げずにずっと横ばいでされていたが、令和3年度までは黒字だったのが令和4年度に赤字になったということですが、この原因は釣り客の人数が減ってきたのか、魚や物の価格など維持費が上がってきたので赤字になったのか、どうでしょうか。
奥正雄委員	それは両方です。ただ、利用客も減っています。これには、土日の雨の影響もあります。それがかなり影響しています。去年の年間利用者は9885人でしたが、2000人のキャンセルがあった。うちは雨が降ったらダウンする。
会 長	今のところ天候的なもので釣り客の人数が減少しているのですか。長期的に見て釣り人口の減少とかもありますか。
奥正雄委員	釣り人口はあまり減っていないように思います。大阪府内では冬の間、に空いたプールを使って、マス釣りをしているところが増えてきていますね。その料金がどれくらいかわかりませんが。
橋本委員	これまで3,000円でされていたところが値上がりし始めたのはいつ頃からですか。
奥正雄委員	つい最近ですね。平成27年位から値上げが起きているのでは。

水産課 (井上主査)	そうですね。直近の２～３年で上げているのが、安威川漁協です。また、尺代漁協は９月の切り替え時に遊漁規則を変更して出されてきて、値上げをされています。
奥正雄委員	もうどないしようかと思っています。大阪府では最低賃金が 1,060 円台で、これも値上げしないといけないので、うちも賃金は 10 月から上げます。 今年度は来年５月までマス釣りをし、今年度は料金はそのままですが、来年 11 月以降は上げるかもしれません。
水産課 (池田課長)	先程、プールでのマス釣りの話が出ましたが、堺市の浜寺公園プールでフィッシングパークとしてマス釣りを５年程していましたが、コスト増で事業終了することになりました。
坂口委員	どちらの業者が経営していましたか。
水産課 (池田課長)	業者かは把握していませんが、民間企業に委託していたようです。コスト増や様々な要因が影響したようで、組合長が言われていることはよくわかります。やはり値上げがどのように影響するかはわかりませんが、やはり経営判断だと思います。
奥正雄委員	土・日曜に雨が多いので、ふられると影響が大きい。土・日曜は 200～多いときは 300 人くらい来ます。
坂口委員	今年はまだ台風とか大雨とかが少なかったですね。
奥正雄委員	いや、この前台風 14 号が発生したが、いつ来るか、油断はできません。台風が平日にくるかもしれん。
坂口委員	ほぼ毎年状況が変わってますね。
奥正雄委員	今頃の時期は毎年この時期に多いですが、また来るかもしれません。漁場の掃除や整備に 10 日かかり、費用がで 300 万くらいかかります。以前は約 100 万でできていたのが、約 300 万です。

会 長	他にございませんか。 無いようでございますので、説明のありました遊漁規則の変更について、諮問の内容どおり、認可するということで、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございました。 それでは、遊漁規則の変更についての答申案を事務局から配布し、読み上げてください。
事務局 (大道書記長)	(答申案の読み上げ)
会 長	ありがとうございました。 読み上げていただきました本答申案でよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、この答申案をもちまして、知事に答申させていただきたいと思います。事務局で答申の手続きをお願いします。
会 長	これをもって、本日の議題の審議は全て終了いたしました。ほか何かご意見等ありますか。事務局からも連絡事項等はありませんか。
事務局 (大道書記長)	全国内水面漁場管理委員会連合会の中央省庁提案について報告します。 お手元の参考資料の２－１をご覧ください。 全国内水面漁場管理委員会連合会の中央省庁提案として取りまとめられました。 この書類に基づいて、令和５年５月２６日に全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会で中央省庁への提案書として取りまとめられたものです。連合会の事務局から６月２７日に各中央省庁に提案したと報告がありましたので、説明させていただきます。

	中央省庁とは、農林水産省水産庁、国土交通省、文部科学省、環境省あてに、全国内水面漁場管理委員会連合会で提案活動を行いました。 具体的な提案ですが、1つ目のⅠ外来魚対策ですが、これまでも例年提案している内容ですが、下線部が変更点です。年度と共同漁業権数に変更されています。コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュなどの外来魚に関する提案です。 2つ目に魚病対策について、例年提案している内容ですが、記1の下線部の、河川内の冷水病原菌の時空間的変遷の把握や分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国の河川における調査を実施するとの文言が付け加えられました。 3つ目は、Ⅲ鳥類による食害対策に関して、主にカワウなどの捕食についてですが、これも例年の内容で特に変わっていません。 4つ目は、Ⅳ河川湖沼環境の保全及び啓発についてですが、記1に森林伐採に係る間伐等に管理の徹底および皆伐地の管理体制の強化等、森林保全の適正化を図ること、河川周辺の斜面崩落等による漁場へ流入した土砂や竹木等の除去並びに漁場から流出した転石の回復等の基盤整備について対策を講じること、2番目の水田や山林で使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となって自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること、3番目は湖沼の関係ですが、漁業権の適正な執行を図るための、マナーの徹底を図ることが追加されました。 5つ目に、Ⅴ放射性物資による汚染対策についてですが、これまで判明した研究成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討することという文言が追加されています。 6つ目に、Ⅵウナギの資源回復についてですが、ニホンウナギの資源の減少についてですが、内容は例年の通りです。 最後7つ目に、Ⅶ内水面漁場管理委員会制度についてですが、これも例年提案されていますが、内水面委員会の制度を堅持するという内容になっています。 この提案書に基づいて、非常に簡単ですが、関係省庁に提案を行ったということです。以上です。
会 長	他に何かありませんか。

事務局 (大道書記長)	次回の委員会開催日については、後日、日程調整をさせていただきます。報告事項及び連絡事項は以上です。
水産課 (池田課長)	先ほど質問のあった浜寺プールの釣り場の運営業者ですが、ゴーセンという釣り糸や釣り用品のメーカーがしていたそうです。5年間実施したそうですが、近年の気象条件やコストの上昇などの問題で終了されるようです。
会 長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 本日はお疲れ様でした。

議事録署名人

会長

委員

委員